

IV. CONTRIBUTIONS TO THE PROJECT

IV.1. EXTERNAL CONTRIBUTION

Input provided by the JICA Contribution

For the 18 months duration of the project, the following inputs will be made to the project:

- 1 Chief Technical Advisor
- 1 Expert of Accreditation and Certification System
- 1 Expert of Standardization and Promotions
- 1 Expert of Quality Assurance Technics

Administration Support Personnel:

- 1 Secretary
- 1 Clerk

Project Travel

Project travel will be provided, also air ticket for experts and training/managerial visit abroad.

Training

Managerial visit and training abroad to European and Asian Countries.

Sub Contract

- Seminars and training will be provided

Equipment (Expandable and non Expandable)

An average of US \$ 100,000 for office equipments and references has been budgeted. These equipment will be installed in Centre for Industrial Standardization (CIS)

IV.2. INDONESIAN GOVERNMENT CONTRIBUTION

Inputs provided by the Government.

The Government will provide the following inputs to the projects:

- 1 National Project Coordinator (part time)
- 1 Secretary
- 5 Counterpart
- 1 Typist

Secretarial services, office facilities and premises, as well as local means of transportation will also be made available.

Office premises is located at the Centre for Industrial Standardization, Ministry of Industry, 20th Floor, Jl. Gatot Subroto 52-53, Jakarta.

10. 工業標準化・品質管理関連工業大臣領令（抜粋）

インドネシア共和国工業大臣 工業大臣決定書

番号：203/M/SK/11/1992

工業省関連の標準化、認証及び認定について

工業大臣

- a. 1991年インドネシア国家規格に関する政令第15号ならび、1991年インドネシア国家規格の制定、適用及び監督に関するインドネシア共和国大統領決定第12号の実施にあたり、工業省関連の標準化、認証及び認定について規定する必要があると考えられる。
- b. そのために決定書を発行する必要がある。

関係法令：

1. 1984年 工業に関する法律第5号
2. 1986年 工業の規制、育成及び開発の権限に関する政令第17号
3. 1991年 インドネシア国家規格に関する政令第15号
4. 1974年 省の組織の基本事項に関するインドネシア共和国大統領決定第44号
5. 省の組織編成に関するインドネシア共和国大統領決定 1984年第15号、1988年第47号ならびに1993年第58号
6. 1988年 第5次開発内閣の結成に関するインドネシア共和国大統領決定第64号/M
7. 1989年 国家標準化会議に関するインドネシア共和国大統領決定第7号
8. 1991年 インドネシア国家規格の制定、適用及び監督に関するインドネシア共和国大統領決定第12号
9. 工業省の業務計画及び組織に関する工業大臣決定 1984年6月公布第228号並びに1991年2月公布第13号

決定事項：

廃止：

1. 1979年10月公布 工業標準化の再確認並びに工業省の育成下にある産業の生産物の品質管理に関する工業大臣決定第210号
2. 1980年3月公布 指針実施の確認及び、S I I マーク表示によるインドネシアにおける工業標準化の実施に関する工業大臣決定第130号

承認： 工業省関連の標準化、認証及び認定に関する工業大臣決定

第I章 総則

第1条

この決定書の中で意図されているのは

1. インドネシア国家規格（SNI）とは、会議の承認を得たのち、大臣によって決定され発布された規格であり、インドネシアにおいて全国的に有効なものである。
2. 規格とは、健康、安全、学術や技術の発展の諸条件及び、現代と未来の発展の経験に留

意しながら、最大限の利益を獲得するために、すべての関係する人々の間での合意に基づいて認められ、制定された技術の仕様である。

3. 標準化とは、規格を立案し、改正し、承認し、適用する過程であり、秩序正しく、あらゆる関係者と協力し合って実施されるものである。
4. 立案とは、SNIの策定の過程であり、政府機関、企業家組織、労働者組織、会社組織、学術及び技術の専門家層、生産者そして消費者の代表や製品のユーザーもしくはサービスを受ける側などの利害関係者間の、国民的合意を保証するものである。
5. 改正とは必要に応じて規格を完全なものにする活動であり、第4項の内容に従って実施される。
6. 規格の適用とは、大臣の定めるところに従い、インドネシア国家規格を利用する活動である。
7. 技術検査とは、ある仕事や製品もしくはサービス、工程、特定の設備に対する検査もしくは試験のことであり、すでに定められた安全面や環境面に配慮した技術仕様を意図している。
8. 品質システム認証とは、ある特定の製品もしくはサービスを生産するために、組織活動の中で計画され承認されたSNI 9000シリーズやその他の規格に基づいて品質システムを実施する能力のある企業に対し、品質システムの証書を授与することである。
9. 製品の認証とは、SNIに適合した製品もしくはサービスを生産する能力のある企業に対して、製品もしくはサービスの証書を授与することである。
10. 試験成績の認証とは、すでに試験された製品のサンプルに対する試験結果が、ある特定の仕様／試験方法／規格に従っていることを明らかにした試験成績証明書授与の活動である。
11. 技術検査の認証とは、特定の製品のある作業システムに対する技術検査の結果が、特定の仕様／規格に従っていることを明らかにした技術検査の証書授与の活動である。
12. 職員の認証とは、担当の職員が認証活動の実施において要求されているある特定の技術条件を満たしていることを明らかにした職員の証書を授与することである。
13. 証書とは、定められた要求条項と認証活動の結果との適合を明らかにした書類である。
14. 認証機関とは、認証を行なうための専門性と信頼性のある、政府あるいは民間の中立機関である。
15. インドネシア国家規格（SNI）のマークは、製品、包装もしくはラベルに附される認証のマークであり、当該製品が特定の規格もしくは技術仕様の条件を満たしていることを明らかにするものである。
16. 品質システム認証のマークとは、品質システムの証書を取得した企業が使用する認証のマークである。

17. 調査／監査とは、証書を取得した企業に対し、認証機関が実施する調査／監査の行為である。
18. SNIの監督とは、SNI適用に対する監督活動である。
19. アセスメント（品質監査）とは、品質活動及びそれに関連する結果が、計画と合致しているかどうか、ならびにこれらの計画が効果的に実施され、目的達成のために適切なものであるかどうかを決定するために行う体系的かつ独立的な調査である。
20. 品質システムとは、品質管理を実施するための組織の構造、責任、手順、工程及び経営資源のことである。
21. 審査員とは、認証及び認定においてアセスメントを実施するために、認証を受け、資格を授与された担当者のことである。
22. 認定とは、ある単位／機関に対し、会議によって定められた条件及び規格に従って特定の標準化の活動を行なうための公式な承認である。
23. 会議とは、1984年大統領決定第20号並びに1989年大統領決定第7号に基づいて結成された国家標準会議（DSN）をさす。
24. 工業省認定委員会とは、国家標準会議の定める条項並び基準に基づいて結成された工業省関連の特定の団体であり、認定を実施する権限をもつ。
25. 大臣とは工業大臣をさす。

第2条

工業省関連の標準化、認証及び認定とは、1986年公布、工業の規制、育成及び開発の権限に関する政令第17号に掲げられているような工業大臣所掌の標準化、認証及び認定である。

第Ⅱ章 標準化

第3条

- (1) SNIの立案とは第1条4項に記されているように、SNIの計画を成功させるために意図され、国家標準化制度（SSN）に基いて実施されるものである。
- (2) 上記第1項に記された立案の結果としてのSNIの計画は、SNIとして是認されるべく会議に提出され、さらに大臣によって決定及び承認され、SNIとなる。

第4条

- (1) すでに決定され承認されたSNIは、必要に応じて再検討される。
- (2) 上項(1)に記されたような再検討とは会議によって立案され、決定された国家標準化制度に基づき、大臣決定書によって決定されあるいは公布されるSNIの改正もしくは廃止のかたちをとる。

第5条

- (1) 大臣が決定し承認したSNIは、強制的あるいは任意的に適用できる。以下、強制SNIならび任意SNIという。

- (2) 上項(1)に記されたようなS N Iの強制的適用は、消費者、製品ユーザーの安全や健康もしくは、社会や環境保全に重要な係わりのある場合に、大臣決定によって規定される。
- (3) 上項(1)に記されたS N Iの任意的適用は、後日、技術的あるいは経済的判断または他の判断があった場合、強制的適用に切替えることがある。

第Ⅲ章 認証

第6条

- (1) 第1条第8、9、10、11及び12号に記した品質システム認証、製品の認証、試験結果の認証、技術検査の認証及び職員の認証は、次のように実施される。
- 品質システム認証は品質システム認証機関によって実施される。
 - 製品認証は製品認証機関によって実施される。
 - 試験結果認証は試験機関によって実施される。
 - 技術検査認証は技術検査機関によって実施される。
 - 職員認証は職員認証機関によって実施される。
- (2) 上項(1)に記されたような品質システム認証機関、製品認証機関、試験機関、技術検査機関及び職員認証機関は、工業省認定委員会の提議に基づいて、国家認定委員会より認定を得た機関である。

第7条

- (1) 品質システム証書を取得するために、企業は品質システム認証機関に対し、申請書を提出しなければならない。
- (2) 審査員によってアセスメントが実施され、S N I 9000シリーズあるいは他の関連規格の条件を満たした企業には、品質システム認証のマークを使用する権限が与えられる。
- (3) 品質システム認証済マークの表示は、会議のガイドラインに基づいて実施される。

第8条

- (1) 強制S N Iあるいは任意S N Iの製品規格を適用しようとする企業は、すべて、以下のモジュールのうちのいずれか一つを使用しなければならない。
- モジュールⅠは、自己証明のモジュールである。すなわち会議の指針に従い、当該生産者が、生産設備、生産工程及び製品品質管理に対して行なった検査結果に基く自己証明書のかたちをとる、生産者による能力の証明である。
 - モジュールⅡは、製品品質保証のモジュールである。すなわち、S N I 19-9003及び検査や最終検査における品質システム-品質保証モデルに基いた品質システム証書のかたちをとる、生産者の能力証明である。
 - モジュールⅢは、生産品質保証である。すなわち、S N I 19-9002及び生産や組立てにおける品質システム-品質保証モデルに基いた品質システム証書のかたちをとる、生産者の能力証明である。

- d. モジュールⅣは、全体的品質保証のモジュールである。すなわち、S N I 19-9001ならび設計／開発、生産、組立て及びサービスにおける品質システム—品質保証モデルに基いた品質システム証書のかたちをとる生産者の能力証明である。
 - e. モジュールⅤは、品質保証のモジュールである。すなわち、S N I 9000シリーズ以外の関連品質システムの規格に基いた品質システム証書のかたちをとる生産者の能力証明である。
- (2) 上記第1項に記されているモジュールに関連する特定の強制S N Iに基づく適用がなされる製品については、大臣がこれを定める。

第9条

- (1) 強制S N Iもしくは任意S N Iの製品規格を適用しようとする企業はすべて、第8条第1項に記載されている条項を満たしたのち、試験成績証明書もしくは技術検査証書を取得しなければならない。
- (2) 製品証書を取得するための、試験機関による試験または技術検査機関による検査は、自己証明書もしくは品質システム証書を所持する企業に対してのみ実施される。
- (3) 製品証書を取得するために、試験成績証明書もしくは技術検査証書は、第1項に記されたような関連S N Iの条件を満たしていなければならない。

第10条

- (1) 製品証書を所持する企業は、S N Iのマークを関連の製品、包装あるいはラベルに附する権利を有する。
- (2) S N Iマークを製品、包装もしくはラベルに表示する当該企業は、登録証明書を得るために指定された認証機関に報告する義務を負う。
- (3) 特にモジュールⅠに関して、S N Iマーク表示の登録証明書を取得するために、当該企業は、以下のような条項を添えて、指定の認証機関に申請書を提出しなければならない。
 - a. 企業側の自己証明書
 - b. 当該企業の実施する企業内検査計画書
 - c. 最低3回の代表的サンプリングに関する最低3つのサンプリング計画書
 - d. 1ヶ月以内に実施された最低3回のサンプリングに対してなされた検査に基づく、最低3つの試験結果証明書及びその登録時にS N Iを満たす試験結果証明書が、発行後6ヶ月以上経過していないこと。
- (4) 特にモジュールⅡ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤに関して、S N Iマーク表示の登録証明書を取得するために、当該企業は以下のような条項を添えて、指定の認証機関に申請書を提出しなければならない。
 - a. 関連モジュールに基づく品質システム証書
 - b. 登録時に、試験結果証明書／技術検査証書が発行後6ヶ月以上経過していないこと。

- (5) 上記第3項及び第4項に記された書類に対する審査結果が、定められた条件に適合していた場合、指定の認証機関は登録証明書を発行する。
- (6) 上記第3項及び第4項に記された書類に対する審査結果が、定められた条件に合致しなかった場合、指定の認証機関は当該企業及び監督当局に報告し、引き続き当該企業への育成指導を要請する。

第11条

SNIマークの、製品、包装もしくはラベルへの表示は、会議のガイドラインに基づき、以下のような規定に従って、実施される。

- a. モジュールIに基づき、SNIの条件を満たした製品には、SNIマークが附され、それに該当した規格番号が付けられる。

例：SNI 01-0977-1992

- b. モジュールII、III、IVもしくはVに基づき、SNIの条項を満たした製品は、SNIのマークが附され、それに該当した規格番号が付けられる。

例：(i) SNI 01-0977-1992-II モジュールIIに基づいてSNI 0977の条件を満たした製品に付けられる。

(ii) SNI 01-0977-1992-III モジュールIIIに基づいてSNI 0977の条件を満たした製品に付けられる。

第12条

- (1) SNIマークを製品、包装もしくはラベルに附することによって、当該企業はその生産する製品がSNIの条件を満たしていることを保証する。
- (2) 上記第1項に記したように、SNIマークを表示する企業は、SNIの条件に製品の品質が適合するよう維持する義務を負う。
- (3) 第1項に記された当該企業は、SNIの条件への不適合の結果に対し責任を持つ。

第13条

- (1) 認証機関は、認証を受けたある特定の企業/製品/職員が、その証書の有効期間内は、証書を取得した企業/製品/職員に対して定期的または不定期の調査/監査を行ない、証書に記された関連の規格との適合性を常に保持しなければならないことを保証する。
- (2) 上記第1項に記したように、調査/監査は会議の定めたガイドラインに基づいて実施されなければならない。

第14条

- (1) SNIマークを附された製品に対する監督は、認証機関が定期的または不定期に実施する。
- (2) もし上記第1項に記したような調査/監査の結果、SNIの規定要求条件を満たさなかった場合は、当該企業は一定期間、製品・包装もしくはラベルへSNIマークを附するこ

とを禁じられ、2ヶ月間、該当するSNIの条件に適合するよう是正処置をとらなければならない。

- (3) 第2項に記されたような企業が、2ヶ月の期間内にSNIの要求事項を満たした場合、その企業は再びSNIマークを製品、包装もしくはラベルに附することができる。
- (4) もし第3項に記されたような企業が、6ヶ月間の期限内に、未だSNIの条件を満たすことができない場合は、SNIマークを製品、包装もしくはラベルに附する権利を取り消される。
- (5) 第2、3、4、5項に記されたようなSNIマーク表示の一時的停止、取り消し及び再許可は、指定の認証機関が実施し、マスメディアを通じて公示される。
- (6) SNI適用が強制的になされる製品については、第1項に記したような調査/監査の結果、関連SNIの条件を満たさなかった場合、指定の認証機関は遅くとも3暦日以内に速やかに監督当局へ報告する。さらに監督当局は当該企業に対して、製品を流通市場より回収し、工場にある在庫品を含めすべて処分し、生産活動を停止するよう命じる。

第15条

- (1) もし市場に流通しているSNIマークの附された製品が、SNIの条件に適合しない場合、商業省もしくは消費者側は大臣に通告することができる。
- (2) 海外輸出用のSNIマーク表示製品については、その監督権限は商業省が行使する。

第16条

- (1) 認証機関は、その実施した認証活動について6ヶ月に1度定期的に工業省認定委員会の長に対し報告書を提出する義務を負う。
- (2) 報告の様式は工業省認定委員会の長が定める。

第IV章 認定

第17条

- (1) 認定は、工業省認定委員会の要請に基づき国家認定委員会が行なう。
- (2) 上記第1項に記された工業省認定委員会は、工業研究開発院の院長を委員長とし、その構成には少なくとも総局、法務組織局及び工業標準化センターからの代表の委員が含まれなければならない。
- (3) 第6条第2項に掲げられた機関に対する認定の方法は、会議が公示したガイドラインに基づいて、工業省認定委員会の長が決定する。

第18条

第17条第1項に記された工業省認定委員会の組織構成は、大臣決定書において更に詳細に規定される。

第V章 費用

第19条

- (1) 認証及び認定に係る費用はすべて申請者の負担とする。
- (2) 上記第1項に記した手数料の徴収金額、徴収方法及び算出方法は、大蔵大臣の承認を得たのち、大臣決定書によって規定する。

第VI章 雑則

第20条

この決定書の実施にあたり使用される書式の様式及び内容は、会議の指針に基づいて工業省認定委員会の長が、さらにその詳細を規定する。

第VII章 制裁規定

第21条

強制もしくは任意的にSNIマーク表示を実施し、かつ、第10条に定めたような登録をしない企業は、1984年工業に関する法律第5号第26条の定めるところにより、刑事上の制裁を課せられる。

第22条

第13条第1項、第14条第1項及び第16条第1項に記された規定に従わない認証機関は、その認可を取り消すことができる。

第VIII章 移行規定

第23条

標準化、認証及び認定に係わる大臣決定書は、この決定書に基づき内容に違反しない限り、もしくは新しいものに改正されないうちは、すべて効力を有する。

第24条

すでにSIIマークを使用している製品に対しては、1994年4月1日の期日までに、SNIマークに切り替えなければならない。

第IX章 まとめ

第25条

この決定書で未だ十分に規定されていない事項については、大臣がさらにその詳細を規定する。

第26条

この決定書は所定の期日より発効する。

決定場所：ジャカルタ

期 日：1992年11月27日

工業大臣：ハルタルト

この決定書の写しは、以下へ送付される。

1. インドネシア共和国大統領（報告書として）
2. 第5次開発内閣の諸大臣

3. LIPI、BATAN、BPPT、BPISの長
4. 工業省大臣官房長、監察総局長、各総局長、工業研究開発院院長
5. 国家標準会議議長
6. 工業標準化センター所長
7. 工業省法務組織局局長
8. 工業省データ処理分析センター所長
9. 工業省各地方局局長
10. 工業省関連の各研究所所長
11. 記録保管用

インドネシア工業大臣 工業大臣決定書

番号：192/M/SK/9/1993

工業省認定委員会の組織及び職務計画について

工業大臣

- a. 1992年11月公布 工業省関連の標準化、認証及び認定に関する工業大臣決定第203号の第18条の実施にあたっては、工業省認定委員会の組織編成及び職務計画を規定する必要があると考えられる。
- b. そのために決定書を発行する必要がある。

関係法令：

1. 1984年 工業に関する法律第5号
 2. 1991年 インドネシア国家規格に関する政令第15号
 3. 1974年 省の組織の基本事項に関するインドネシア共和国大統領決定第44号
 4. 省の組織編成に関するインドネシア共和国大統領決定 1984年第15号、1988年第47号
ならびに1993年第58号
 5. 1993年 第6次開発内閣の結成に関するインドネシア共和国大統領決定第96号/M
 6. 1989年 国家標準化会議に関するインドネシア共和国大統領決定第7号
 7. 1991年 インドネシア国家規格の制定、適用及び監督に関するインドネシア共和国大統領決定第12号
 8. 工業省の組織及び職務計画に関する工業大臣決定 1984年6月公布第228号及び1991年2月公布第13号
 9. 国家標準会議の会長を兼任する調査・技術担当国務大臣/科学技術研究応用庁長官の発行する国家認定委員会に関する決定書1992年9月第465号/IV. 2. 06/KH. 01. 04
 10. 1992年11月公布、工業省関連の標準化、認証及び認定に関する工業大臣決定第203号
- 決定事項：

承認： 工業省認定委員会の組織及び職務計画に関する工業大臣決定

第I章 総則

第1条

この決定書の中で意図されているのは：

- a. 国家標準会議（以下「会議」という。）は、標準化の活動を調整し、統一させ、育成する構成組織外の機関である。
- b. 国家認定委員会（以下「委員会」という。）は、インドネシアにおける認定及び認証の活動を調整し、統一させ、育成し監督する構成組織外の機関である。
- c. 大臣とは工業大臣をさす。
- d. 認定とは、特定の標準化活動を実施する能力のある単位/機関に対して委員会が行なう

公式な承認である。

- e. 認定のマークとは、認定証を取得した単位／機関によって使用されるマークである。
- f. 認証とは、認定された単位／機関が行なう証書授与に関連する過程である。

第Ⅱ章 役職、主な業務並び機能

第2条

工業省認定委員会とは、工業省技術機関認定委員会（以下、この決定書ではK A I Tという。）のことであり、委員会の下にある、工業省の構成組織外にある機関で、認証及び認定活動の実施に当っては委員会に対し、また、認定活動推進の行政活動に当っては大臣に対し直接責任をもつ。

第3条

K A I Tの主な業務は、委員会の認定活動の実施を補佐し、かつ委員会が認定した単位／機関が実施する認証活動の指導と監督を補佐することである。

第4条

上記第3条に掲げられた主な業務を実施するために、K A I Tは以下のような機能をもつ。

- a. 現行の国家標準化制度と会議の定める指針に基づいて、認定実施の政策並び指針、及び認定の方法を定める。
- b. 現行の国家標準化制度と会議の定める指針に基づいて、申請を受け付け、申請の内容を審査し、申請に対して評価を行ない、認定の授与、指導、延期、取消し及び再認可の判断に関して委員会に提議する。
- c. 認証活動実施のデータを収集する。
- d. 認証活動の調整、統一及び評価を実施するに当り、委員会を補佐する。
- e. 国内で、もしくは他国との間に生じた問題の解決において積極的な役割を果たすことによって委員会を補佐し、また認定及び認証の分野での情報源の一部を担う。
- f. 認証活動の指導及び監督において委員会を補佐する。
- g. もし必要であれば、認定を実施する際に特定の活動を行なうための委員会を設置する。
- h. 認証及び認定活動の実施を助ける、その他の必要な諸活動。

第5条

K A I Tの日常業務は、K A I Tの事務局としての工業標準化センターが実施する。

第6条

K A I T事務局の主な任務は、第3条及び第4条に掲げられたようなK A I Tの主要業務と機能の円滑な実施を推進するための、行政及び技術的サービスを提供することである。

第7条

第6条に記された主な任務を実施するため、K A I T事務局は以下の機能をもつ。

- a. 認定実施の施策計画、報告書及びK A I Tの業務計画を策定する。

- b. 認定と認証分野に係る、会議の委員である技術機関ならびその他の機関との協力実施を準備する。
- c. 認定の政策及び計画を実施する。
- d. K A I Tの会議に必要な資料を準備し、かつ、技術委員会の会議に必要な評価報告書を徴収する。
- e. 認定の授与、取消しもしくは延期の決定の事務処理を行なう。
- f. 評価／審査員チームが行なう定期または不定期のアセスメント、監査及び監督活動の事務処理を行なう。
- g. K A I T及び技術委員会の会議を準備し実施する。
- h. 評価／審査員チームの業務実施内容を立案する。

第8条

任務を遂行するに当り、K A I Tは技術委員会の補佐を受ける。

第9条

技術委員会の主な任務は、評価／審査員チームの提出した報告書を調べ、認定の授与、延期及び取消しの判断に関してK A I Tに意見を提出することである。

第10条

第9条に記されたような主な任務を遂行するために、技術委員会は以下の方面に関連して、意見を提出する機能をもつ。

- a. 認証機関、試験機関及び技術検査機関が評価／審査員チームと接触した成果の性質及び内容。
- b. アセスメントの条件と方法
- c. アセスメントの回数
- d. 認証の活用と意義
- e. 紛争解決
- f. 認定に係るその他のすべての事柄及び局面

第11条

評価／審査員チームの主な任務は、認定に係る定期もしくは不定期のアセスメント、監査及び監督を行なうことである。

第12条

前11条に掲げる主な任務を遂行するために、評価／審査員チームは以下の機能をもつ。

- a. 定期もしくは不定期のアセスメント、監査及び監督活動を実施するための手続き及び業務の指示を行なう。
- b. アセスメントを実施する上でのすべての段階を管理する。
- c. アセスメント実施を計画し準備する。

- d. もし不適合が生じた場合は、その不適合の分類を作成する。
- e. アセスメントの総括として、さらに報告書を準備・作成する。

第三章 組織編成

第13条

K A I Tの組織構成図は、この決定書の附属書Ⅰに掲げられた通りである。

第14条

- (1) K A I Tの委員編成は、この決定書の附属書Ⅱに掲げられた通りである。
- (2) K A I Tの委員は、認定及び認証のあるひとつの分野で技術能力を有するものでなければならない。
- (3) K A I Tの委員長は、2ヶ月以内の委員の空席の規定に従って、K A I Tの委員資格の再検討を行なうことができる。

第15条

- (1) 技術委員会の委員編成は、K A I T委員長である工業研究開発院院長の決定書によって定められる。
- (2) 技術委員会の委員は、国家標準化制度の中で記されているように、工業省の標準化活動の背景に基いた、少なくとも2名の認証の分野の専門家の代表が含まれていなければならない。

第16条

- (1) 評価／審査員チームの編成は、K A I Tの事務長である工業標準化センター所長の決定書によって定められる。
- (2) 評価／審査員チームのメンバーは、会議の定めるところの条件及び／もしくは指針に適合した審査員でなければならない。

第四章 業務計画

第1部 任務の遂行

第17条

- (1) K A I Tは、必要に応じ、少なくとも2ヶ月に一度、定期もしくは不定期の会議を開き、K A I Tの業務計画及び／もしくは実施について協議する。
- (2) 上記第1項に記した会議で承認されたK A I Tの決定は、合意に基いて定められたものであり、拘束する性質をもつ。
- (3) K A I Tの会議は、K A I Tの委員長もしくは、K A I T委員長が欠席の場合はK A I Tの事務長が司会をし、かつ、K A I Tの委員の過半数が出席した場合のみ有効である。
- (4) K A I Tは委員会に対し、認定に関する決定を提議する。
- (5) 必要があれば、K A I T委員長は、専門家を情報提供者として招待することができる。
- (6) 会議の召集状は、遅くとも会議開催の3日前に、K A I Tの委員及びその他の招待者に

届かなければならない。

第18条

- (1) K A I Tは、大臣への写しを添附して、認定及び認証活動に関する年次報告書を、委員会に提出する。
- (2) K A I Tは、認定活動推進の行政活動に関する年次報告書を大臣に提出する。

第19条

主な任務とその機能を遂行するに当たり、K A I Tは第三者と協力することができる。

第20条

K A I T内で、及び／もしくは、第三者との間で認定に関する紛争が生じ、訴訟処理が満足のいく結果が得られなかった場合、関係者側はその問題を、委員会が設置した比較委員会に委ねなければならない。

第21条

- (1) 技術委員会委員は、技術委員会会員同士でも、入手された書類及び情報に関し、秘密保持に努めなければならない。
- (2) 評価／審査員チームのメンバーは、その主な業務を遂行する中で、入手した書類及び情報に関し、秘密保持に努めなければならない。

第2部 認定の実施

第22条

認定の方法は、国家標準化制度及び会議で承認されたその他の指針に基づいて、K A I T委員長が承認する。

第V章 費用

第23条

- (1) K A I Tの活動の費用は、工業省工業標準化センターの負担とする。
- (2) K A I Tは、第三者からも、K A I Tの業務実施の発展のために利用される基金を受けとることができる。

第24条

認定の過程に係る費用はすべて、申請者の負担とする。

第VI章 移行規定

第25条

認定に係わるその他の規定はすべて、この決定書に基づき内容に違反しない限り、もしくは新しいものに改正されないうちは、効力を有する。

第VII章 雑則

第26条

この決定書の中でいまだに規定されていない事項については、国家標準化制度及び会議の

- | | |
|-----------------------|-----|
| 3. 各種工業総局の代表 | 委 員 |
| 4. 機械、基礎金属及び電子工業総局の代表 | 委 員 |
| 5. 基礎化学工業総局の代表 | 委 員 |
| 6. 中小企業総局の代表 | 委 員 |
| 7. 法務組織局局長 | 委 員 |
| 8. 商工会議所副会頭 | 委 員 |
| 9. 認定済みの3組織の代表 | 委 員 |
| 10. 工業専門分野の3組織の代表 | 委 員 |
| 11. 2つの消費者組織の代表 | 委 員 |

工業大臣 T. アリウィボウォ

インドネシア共和国工業大臣 工業大臣決定書

番号：236/M/SK/10/1993

工業省認定委員会の委員の任命について

工業大臣

- a. 1992年11月公布、工業省関連の標準化、認証及び認定に関する工業大臣決定第203号第13条第3項及び、1993年9月公布、工業省認定委員会の組織及び業務計画に関する工業大臣決定第192号第22条の実施に当たり、工業省認定委員会の委員を任命する必要があると考えられる。
- b. そのために決定書を発行する必要がある。

関係法令：

1. 1984年 工業に関する法律第5号
2. 1991年 インドネシア国家規格に関する政令第15号
3. 1974年 省の組織の基本事項に関するインドネシア共和国大統領決定第44号
4. 1984年 省の組織編成に関するインドネシア共和国大統領決定第15号、これは幾度かの改正を経て、最新は1993年インドネシア共和国大統領決定第58号である。
5. 1989年 国家標準化会議に関するインドネシア共和国大統領決定第7号
6. 1991年 インドネシア国家規格の制定、適用及び監督に関するインドネシア共和国大統領決定第12号
7. 1993年 第6次開発内閣結成に関するインドネシア共和国大統領決定第96号/M
8. 工業省の業務計画及び組織に関する工業大臣決定 1984年6月公布第228号並びに1991年2月公布第13号
9. 国家標準会議の議長を兼任する調査・技術担当国務大臣/科学技術研究応用庁長官の発行する国家認定委員会に関する決定書1992年9月第465号/IV. 2. 06/KH. 01. 04
10. 1992年11月公布、工業省関連の標準化、認証及び認定に関する工業大臣決定第203号
11. 1993年9月公布、工業省認定委員会の組織及び業務計画に関する工業大臣決定第192号

決定事項：

- 承認： 第1：この決定書の附属書の第2欄にその氏名と現職を掲げた者を、第3欄に記したKAIT委員の役職に任命する。
- 第2：任務の遂行にあたり、KAITの委員は、工業大臣決定書1993年9月公布第192号を指針とする。
- 第3：この決定は所定の期日より発効するが、もしも後日、誤りが見つかったならば、必要な訂正がなされるものである。

決定場所：ジャカルタ

期 日：1993年10月30日

工業大臣：T. アリウィボウォ

この決定書の写しは以下へ送付される。

1. インドネシア共和国大統領
2. 第6次開発内閣の諸大臣
3. 国家標準会議議長
4. 工業省大臣官房長、監察総局長、各総局長、工業研究開発院院長
5. 法務組織局局長
6. データ処理分析センター所長
7. 工業標準化センター所長
8. 工業省各地方局局長
9. 工業省内外の試験機関／試験所所長
10. 記録保管用

工業大臣決定書附属書

番号：236/M/SK/10/1993

期日：1993年10月30日

工業省認定委員会の委員編成

番号	現職名	地位／役職
1	2	3
1.	バハルム S. ハラハップ 工業研究開発院院長	委員長
2.	Ir. バスキ 工業標準化センター所長	事務長
3.	Ir. アナン・ルクマナ 各種工業総局 食糧産業局長	委員
4.	Ir. ドディ・スパールディ H. A. R. 機械、基礎金属及び電子工業総局計画局長	委員
5.	Ir. H. A. ガザリ 基礎化学工業総局計画局長	委員
6.	バドルシャムシ・アフマッド 中小企業総局計画局長	委員
7.	アダン・アブドゥラ・SH. 法務組織局局長	委員
8.	Ir. アフマッド・カラ インドネシア商工会議所B I P I	委員

9. Ir. スプラプト W. 委員
B 4 T-品質システム認証局長
10. Ir. アティ・スルヤティ, M. Sc. 委員
B B I H P-農業基盤産業品質保証局長
11. R. チェルカオウイ 委員
クオリテック・ブルダナ株式会社代表取締役
12. Ir. スプロト, M. Sc. 委員
T Q C研究所所長
13. DR. バンバン・スチアトモ 委員
自動車技術専門家連盟 (I A T O) 研究開発部門主査
14. Ir. トゥリ・シロワティ, B. 委員
インドフード・インテルナ, コーブ株式会社 品質保証課長
15. Drs. ユスフ・ギンティン Ak. 委員
ピパ・マス・プティ株式会社 課長

工業大臣 T. アリウィボウォ

工業省認定委員会の長である工業研究開発院 院長決定書

番号：18/B P P I / S K / X / 1993

品質システム認証機関に対する認定の規定及び方法について

工業省認定委員会の委員長である工業研究開発院院長

- a. 1992年11月公布、工業省関連の標準化、認証及び認定に関する工業大臣決定第203号の第17条第3項及び、1993年9月公布、工業省認定委員会の組織及び業務計画に関する工業大臣決定第192号第22条の実施に当たり、品質システム認証機関に対し、認定の規定と方法を定める必要があると考えられる。
- b. そのために決定書を発行する必要がある。

関係法令：

1. 1984年 工業に関する法律第5号
2. 1991年 インドネシア国家規格に関する政令第15号
3. 1974年 省の組織の基本事項に関するインドネシア共和国大統領決定第44号
4. 1984年 省の組織編成に関するインドネシア共和国大統領決定第15号、これは幾度かの改正を経て、最新は1993年、インドネシア共和国大統領決定第58号である。
5. 1989年 国家標準会議に関するインドネシア共和国大統領決定第7号
6. 1991年 インドネシア国家規格の制定、適用及び監督に関するインドネシア共和国大統領決定第22号
7. 1993年 第6次開発内閣結成に関するインドネシア共和国大統領決定第96号/M
8. 工業省の職務計画及び組織に関する工業大臣決定 1984年6月公布第228号及び1991年2月公布第13号
9. 国家標準会議の会長を兼任する調査・技術担当国務大臣/科学技術研究応用庁長官の発行する国家認定委員会に関する決定書1992年9月第465号/IV. 2. 06/K H. 01. 04
10. 1992年11月公布、工業省関連の標準化、認証及び認定に関する工業大臣決定第203号
11. 1993年9月公布、工業省認定委員会の組織及び職務計画に関する工業大臣決定第192号

決定事項：

承認： 品質システム認証機関に対する認定の規定及び方法についての、工業省認定委員会の長である工業研究開発院院長決定書

第I章 総則

第1条

この決定書の中で意図されているのは、

- a. 会議のガイドラインとは、国家標準会議の定めるガイドラインである。
- b. 国家認定委員会（以下「委員会」という。）は、インドネシアにおける認定及び認証の

活動を調整し、統一させ、育成し、監督する構成組織外の機関である。

- c. 工業省認定委員会とは、工業省技術機関認定委員会（以下、この決定書ではK A I Tという。）のことであり、工業省関連の構成組織外にある機関である。
- d. 品質システム認証機関（以下、この決定書では「機関」という。）とは、ある特定の製品及び、もしくはサービスを生産するために、組織活動においてS N I 9000シリーズもしくはその他の関連規格に従って品質システムを適用する能力のある企業に対し、品質システムの証書を授与する機関である。
- e. 認定とは、ある単位／機関の、会議のガイドラインに基づいて特定の標準化活動を実施する能力に対して、委員会が与える公式な承認である。
- f. メジャー・カテゴリーとの不適合とは、品質システムにおいて欠点のあること、すなわち、あるひとつの品質システムの条件が満たされていない、もしくはある手順が実施されないことである。

第Ⅱ章 認定の規定と方法

第2条

- (1) 認定の証書を取得するために、機関は委員会及びK A I T事務局への写しを添えて、K A I Tに対し申請書を提出しなければならない。
- (2) 上記第1項に記された認定の申請は、この決定書に添付されている様式（B f）Ⅰを使用し、文書にて提出する。
- (3) 第1項及び第2項に記された申請には次の条項を添えるものとする。
 - a. この決定書に添付されている様式（B f）Ⅱを使用した機関のデータ一覧
 - b. この決定書に添付されている様式（B f）Ⅲを使用した機関の擁する品質システム審査員の経歴書一覧
 - c. 品質システム審査員の保有する証書のコピー
 - d. 機関の品質マニュアル

第3条

- (1) K A I Tは、品質システム認証の一般的判定基準に関する会議のガイドラインに基づき、上記第2条に記されたような申請の技術的及び行政的な要求事項の審査を行なう。
- (2) 上記第1項に記したような、要求事項の審査をするために、K A I T事務局は評価／審査員チームを選定する。
- (3) 第2項に記された、審査要員の指名は、この決定書に添付された様式（B f）Ⅳを用いる。
- (4) 第3項に記された審査要員は、審査／アセスメント実施において、会議のガイドラインに従わなければならない。
- (5) 第3項に記された指名を受けた担当者は、審査の結果を、この決定書に添付された様式

(B f) Vを用いて、K A I T委員長あての写しとともにK A I T事務局へ報告する義務を負う。

(6) K A I T事務局は、第5項に記された審査報告書を技術委員会の長に提出し、審議を受ける。

(7) 技術委員会の長は、第6項に記されたような審議の結果に基づき、この決定書に添付された様式(B f) VIを用いて、K A I T事務局あての写しとともに、認定の授与、延期、一時的停止、もしくは再認定に関する意見をK A I T委員長に対して提出する。

第4条

(1) もし第3条第5項に記された審査の結果が、第3条第7項に記されたように技術委員会の長の意見に従って、会議のガイドラインの要求事項を満たしているならば、K A I T委員長は、当該申請者に対し認定の証書を授与するよう、委員会に要請する。

(2) もし第3条第5項に記された審査の結果が、第3条第7項に記されたように技術委員会の長の意見に従って、会議のガイドラインの要求事項を満たさない/いまだ満たすことができない場合は、第2条第1項に記されたようにK A I T委員長はその申請を却下し、この決定書に添付された様式(B f) VIIを用いて、会議のガイドラインに基づいた是正処置をとるよう要請する。

第5条

(1) 認定の証書を取得した機関は、認定のマークを使用する権利を有する。

(2) 認定マークの表示は、会議のガイドラインに基づいて実施される。

第6条

(1) 上記第5条に記されたような認定マークを表示する機関は、その実施する認証活動が会議のガイドラインの要求事項を満たしていることを保証する。

(2) 上記第1項に記された機関は、認証活動が会議のガイドラインの要求事項に合致するよう維持する義務を負う。

(3) 上記第1項に記された機関は、定期的または不定期のK A I Tによる審査を受け入れる用意がなければならない。

(4) 第1項及び第2項に記された規定に従わない機関は、会議のガイドラインの要求事項を満たさないことの結果に対し、責任を持つ。

(5) 上記第1項に記された機関は、6ヶ月毎に1度、定期的に、委員会の長あての写しを添えてK A I T委員長に対し、認証活動に関する報告書を提出する義務を負う。

第Ⅲ章 監督

第7条

(1) K A I Tは認定を受けた機関に対し、その認定機関が常に会議のガイドラインに合致するよう維持することを保証するため、定期的または不定期の調査/アセスメントを実施す

る。

- (2) 上記第1項に記されたような調査／アセスメントは、第3条に記された規定に従って実施されなければならない。
- (3) 上記第1項に記されたような調査／アセスメントの結果は、会議のガイドラインの要求事項への適合、あるいは、K A I Tの業務指示書において掲げられているマイナーもしくはメジャー・カテゴリーへの不適合というかたちで示される。

第8条

上記第7条に記された調査／アセスメントの結果が、現行の国家標準化制度及び会議のガイドラインの要求事項を満たさなかった場合、K A I Tの委員長は、当該機関に対する認定の一時的停止あるいは取り消しを実施するよう、委員会の長に要請しなければならない。

第9条

- (1) 認定を受けた機関が実施した認証活動が会議のガイドラインの要求事項に合致しない場合は、その利害関係者はK A I T委員長に対し異議を申し立てることができる。
- (2) 上記第1項に記された異議申し立ての解決は、K A I Tの業務規定に基づいて、K A I T委員長が行なう。

第IV章 制裁規定

第10条

- (1) 第7条に記されたような、認定機関の調査／アセスメントの結果が、国家標準化制度及び会議のガイドラインの要求事項、並びにK A I Tの業務指示書において掲げられているメジャー・カテゴリーに適合しない場合、K A I T委員長は、当該認証機関が認定マークの使用を一時的に停止し、国家標準化制度及び会議のガイドラインに基づいて2ヶ月以内に適正な是正処理をとる機会が与えられるよう、委員会の長に対し要請する。
- (2) もし上記第1項に記された機関が、2ヶ月以内に国家標準化制度及び会議のガイドラインの要求事項を満たすことができない場合は、K A I T委員長は、認定マークの使用の一時的停止を第1項に記した停止期間を延長し4ヶ月間とするよう、委員会の長に要請する。
- (3) もし上記第2項に記された機関が、4ヶ月以内に国家標準化制度及び会議のガイドラインの要求事項を満たすことができない場合は、K A I T委員長は、認定マークの使用の一時的停止を第1項に記した停止期間を延長し6ヶ月間とするよう、委員会の長に要請する。
- (4) 上記第1項、第2項及び第3項に記された一時的停止期間内に、第1項に記された機関が国家標準化制度及び会議のガイドラインの要求事項を満たすことができた場合は、K A I T委員長は、当該機関が、その認定のマークを再使用できるよう、委員会の長に要請する。
- (5) もし上記第1項、第2項及び第3項に記された一時的停止期間内に、第1項に記された機関が引き続き認定のマークを使用していた場合、K A I T委員長は当該機関の認定を取

り消すよう、委員会の長に要請する。

- (6) もし上記第3項に記された一時的停止期間内に、第1項に記された機関が国家標準化制度及び会議のガイドラインの要求事項をいまだ満たすことができない場合は、K A I T委員長は当該機関の認定を取り消すよう、委員会の長に要請する。

第V章 まとめ

第11条

この決定書においていまだに規定されていない事項については、国家標準化制度及び会議のガイドラインに基づき、K A I T委員長がその決定書の中で、さらに詳細を規定する。

第12条

この決定書は所定の期日より発効する。

決定場所：ジャカルタ

期 日：1993年10月4日

工業省認定委員会の長である工業研究開発院院長：パハルム、S、ハラハップ

この決定書の写しは以下へ送付される。

1. 工業大臣
2. 国家標準会議会長／国家認定委員会の長
3. 工業省大臣官房長、監察総局長、各総局長
4. 工業省法務組織局局长
5. 工業標準化センター所長
6. 工業省内外の試験機関／試験所所長
7. 工業研究開発院の事務長
8. 記録保存用

工業省認定委員会の長である工業研究開発院院長決定書付属書

番号：18/B P P I / S K / X / 1993

日付：1993年10月4日

書式（B f）一覧

1. B f I : 認定申請
2. B f II : 品質システム認証機関のデータ一覧
3. B f III : 審査員の資格及び経験の記録
4. B f IV : 評価／審査員チームの結成と派遣
5. B f V : 審査報告書の様式
6. B f VI : 認定の授与／却下／一時的停止／延期の要請
7. B f VII : 認定の申請の却下

工業省認定委員会の長である工業研究開発院院長

バハルム、S. ハラハップ

品質システム認証機関所長

番 号 : (日付) , 199
添付書類 :
内 容 : 認定の申請について

工業省認定委員会 (K A I T) の長である工業研究開発院院長 殿
ガトットスプロト通り kzv. 52-53 ジャカルタ

謹啓

1993年9月6日公布、工業大臣決定No. 192/M/SK/1993に従って、××の認証分野につき、ここに品質システム認証機関の認定の申請をします。

また、以下の書類を審査の判断材料として添付致します。

- a. 当機関のデータ・リスト
- b. 当機関の擁する品質システムの審査員の経歴書リスト
- c. 品質システム審査員の保有する証書のコピー
- d. 当機関の品質マニュアル

以上よろしくお願ひ申し上げます。

申請人

印紙 Rp. 1,000.-

(署 名)
.....

写し:

1. 国家認定委員会の長 (添付書類を除く)
 2. K A I Tの事務局である工業標準化センター所長 (添付書類を除く)
 3. 記録保存用
-

品質システム認証機関のデータ・リスト

名称及び:	機 関 名	
所在地	住 所	
	町 名	州 名
	郵便番号	
	電話番号	ファックス番号
	管理者名	
	役 職	

認証の申請分野： 認証の申請分野によって、国家認定委員会が認定する認証活動が定められる。認証は機関の持つ品質システムに基づいて実施され、かつ管理されなければならない。下記の指摘は申請された認定の分野を決定するための基礎として利用できるものである。

(ある特定の工業部門)の品質システム認証の功績

認定の申請の分野

認定の条件： 品質システムは、『品質システム認証を実施する認証機関の判定基準』に関するDSN（国家標準会議）のガイドラインNo.09の要求事項を満たし、かつ有効的に実施されなければならない。

その他のインフォメーション： 当機関はあるグループに所属しているか？説明して下さい。

1/2

前記のグループに属する機関で、すでに認定を受けたところがありますか？

もしあれば、それはどこの認定機関からですか？名称と所在地を記載して下さい。

いつ審査を受ける準備がありますか？

この様式にその他の補足的情報（組織構成、パンフレットなど）を添附して下さい。

記入者：

場所及び日付

氏名：

役職：

署名

K A I T 参照番号

記入用 分野

審査員の資格及び経験の記録

1. 氏名
2. 生年月日
3. 役職
(主任審査員／審査員)
4. 学歴／専門資格
5. 一般経験
6. 品質決定における経験
7. 参加経験のある研修

職務明細番号No.

チェックされた
日付

評価／審査員チームの結成及び派遣

番 号 : _____ (日付), 199
添付書類 : _____ 殿
内 容 : _____

調査／審査を受ける機関

名 称 :

所 在 地 :

電話番号 :

職 員 数 :

問合せ先 :

適用されている品質システムの規格 :

認定の段階*

1. マニュアルの審査及び前審査
2. 審査
3. 追加訪問
4. 監視の訪問

派遣の日程 :

任命された評価／審査員チーム

番号 氏名 役職

KAITの事務長である
工業標準化センター所長

*あてはまるものに丸をつけよ。

前審査/審査*の報告

ページ:

品質システム認証機関

参照番号:

日付:

分野

品質システムの模範規格:

DSNのガイドラインNo.9

総括

不適合報告の状態

以前の状態

1. 解決された不適合報告の時点

メジャー

前審査/審査*

マイナー

合計

2. 未解決の不適合報告/新しい不適合報告の時点

新しい状態

前審査/審査*

メジャー

マイナー

合計

作成者:

承認者:

評価/審査員チームのリーダー

技術委員会会長

××部門の品質システム

日付:

日付:

*あてはまらないものを削除すること

工業省認定委員会 (K A I T)
品質システム技術委員会

部門

番 号 : (日付), 199
添付書類 :
内 容 : 認定の授与/却下/一時的停止/取消し*)の要請
K A I T
委員長殿

K A I T委員長宛て提出された からの 日付、番号 の
認定申請書に関し、上記機関に対する調査/審査報告に基づいた審議がなされた結果、当該
機関に対して認定の授与/却下/一時的停止/取消し*)を実施するよう要請する。

技術委員長の長

写 し : 品質システム 部門

1. K A I T事務長
2. 記録保存用

F. 26 a

*) あてはまらないものを削除すること。

工業省認定委員会
(K A I T)

番 号 : _____ (日付) _____, 199
添付書類 : _____ 殿
内 容 : 認定の申請却下

_____の認証部門での品質システム認証機関の認定に関する _____ 日付、番号
の貴殿の申請書について、調査／審査の報告に基づき、D S N No.09 _____ のガイドライ
ンに定められた認定の条件を満たしていないことをここに通知する。

よって、貴機関には認定は授与されない。

所定の要求事項を満たすよう、貴機関の品質システムに対し是正処置をとられることを要
請する。

K A I T 委員長としての
工業研究開発院 院長

写 し :

1. 国家認定委員会の長
 2. K A I T 事務長としての工業標準化センター所長
 3. _____ 部門品質システム技術委員会の長
 4. 記録保存用
-

JICA